

蔵王町景観計画
届出のガイドライン

令和7年3月

蔵 王 町

本ガイドラインの活用にあたって

1 はじめに

本町では、蔵王連峰を起点に見られる火山地帯特有の地形や、蔵王おろしといった気候に対応した暮らしの風景、地形を生かした農業の風景など、個性的で特徴ある美しい景観が見られます。本町は、これまで「遠刈田温泉・農村集落地区」を対象に限定的な区域で「仙南地域広域景観計画(令和2年12月策定)」を運用してきましたが、これからは町全域の良好な景観形成を目指していくため、新たに本町独自の景観計画を策定することとしました。

蔵王町景観計画は景観法(平成16年法律第110号)に基づく法定計画であり、良好な景観の形成のため、景観計画区域内で一定規模以上の建築物の建築等や開発行為などを行う場合には、行為着手前に届出を行うことが必要となります。

本ガイドラインは、円滑な届出を行っていただくために、蔵王町景観計画で定めた「届出が必要な行為(届出対象行為)」及び届出の際の審査基準である「景観形成基準」の考え方について、理解していただき易いよう整理しています。

本ガイドラインでは、第1章として、届出対象行為や届出手続きについて解説し、第2章として、景観形成基準を考える上でのポイントについて解説しています。

2 「第2章 景観形成基準に関する解説」について

蔵王町景観計画を策定した目的に、町全域の良好な景観形成を目指していくことを掲げています。また、地域の特性を生かした景観形成に取り組み、地域まちづくりの活性化を図ることも目的の一つとして掲げています。このため、景観形成の方針及び行為の制限は比較的緩やかなものとしていますが、重点的かつ計画的に整備していく地区については、地区の目指す景観に応じた行為の制限を細やかに設定しています。

本ガイドライン第2章における景観形成基準及びその解説では、「届出対象行為を行おうとする敷地の周囲の状況に調和するか(明らかに周囲の状況から突出したものではないか)」、「周囲の景観に配慮すべき基本的な事項は何か」といった視点で広義に整理しています。そのため、解説内容や掲載している写真、図などが絶対的な指標となるものではありません。

従って、届出対象行為を行おうとする際には、本ガイドラインを参考にしながらも、周囲の状況をよく確認し、自らが行おうとする行為が周囲の景観に及ぼす影響について考えていただき、どのように工夫することで良好な景観を形成することができるのか、あるいは、景観への影響を低減できるのかなど、景観に対する配慮を講じていくことが大切となります。

本ガイドラインを御活用いただき、蔵王町らしさが感じられる良好な景観の形成に御協力をお願いします。

目 次

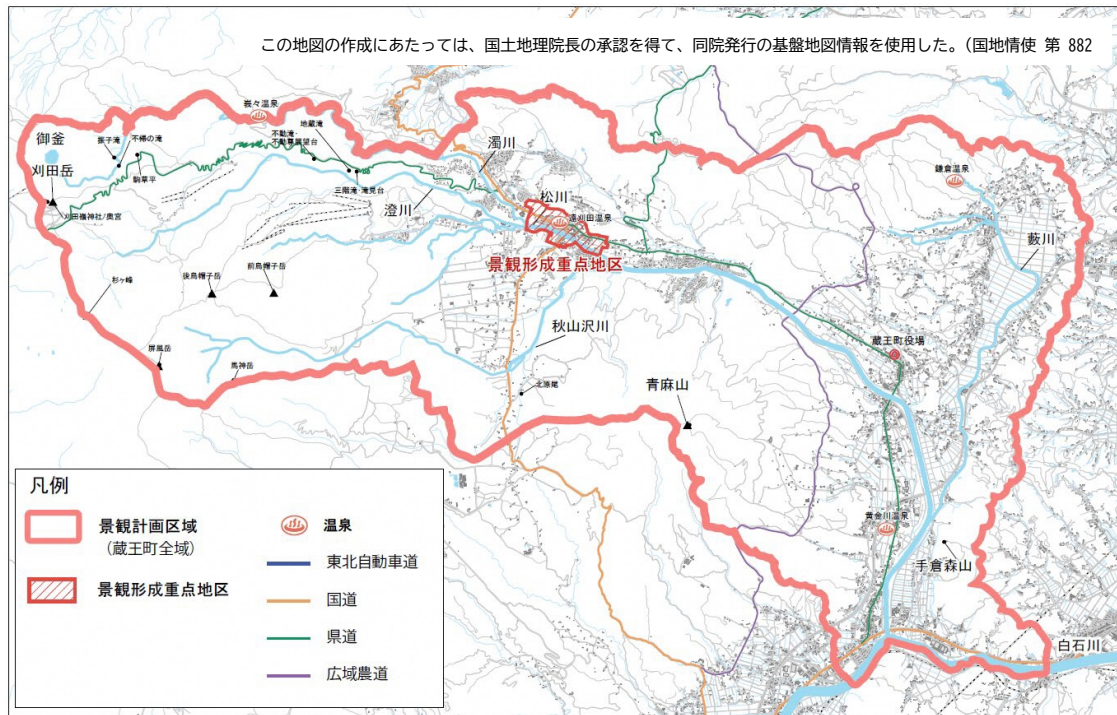
第1章 手続きに関する解説	1
1 届出が必要な区域	1
2 届出が必要な行為（届出対象行為）	2
2-1 届出が必要な行為	2
2-2 届出対象行為の適用の詳細	6
2-3 届出の対象外となる行為	9
3 届出における基本的な手続きの流れ.....	11
4 届出に必要な書類	12
(1) 提出書類	12
(2) 必要部数	12
(3) 添付図書一覧	12
第2章 景観形成基準に関する解説	25
1 解説の見かた	13
2 ゾーン別の解説	14
2-1 山岳ゾーンの景観形成	14
2-2 山腹ゾーンの景観形成	15
2-3 山すそ・平地ゾーンの景観形成.....	23
3 景観形成重点地区「遠刈田地区」の解説.....	31
3-1 遠刈田地区の景観形成方針.....	31
3-2 遠刈田地区「温泉街にぎわい地区」の景観形成.....	32
3-3 遠刈田地区「暮らし保全地区」の景観形成	40
【参考：添付図書の立面図における彩色について】	48

第1章 手続きに関する解説

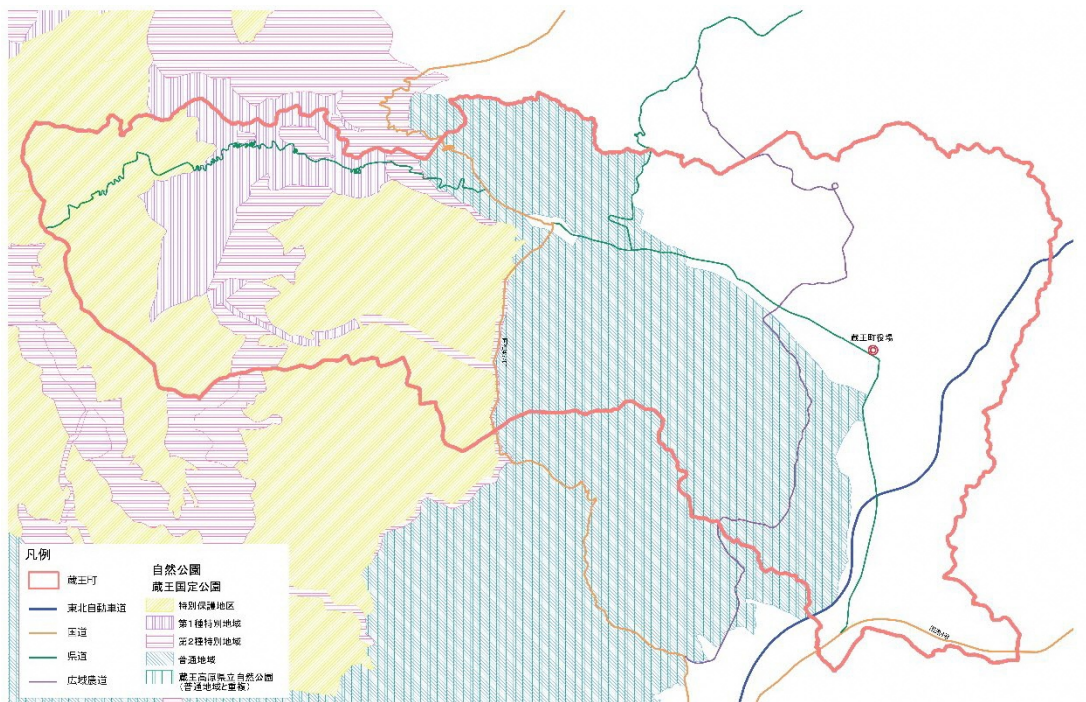
1 届出が必要な区域

蔵王町では、町内全域が景観法に基づく届出が必要な区域です。

ただし、自然公園法に基づき、蔵王国立公園特別地区に指定されている範囲は、自然公園法による許可を行うことから、景観計画に基づく届出は適用除外となります。



▲景観計画区域



▲自然公園「蔵王国定公園」の範囲

2 届出が必要な行為（届出対象行為）

2-1 届出が必要な行為

景観法に基づく届出が必要な行為は、地区によりその規模等が異なります。

本町の景観計画区域のうち、重点的かつ計画的に整備していく必要のある地区を「景観形成重点地区」に指定しています。この景観形成重点地区を除いた町内全域を「一般地区」としています。

届出が必要な行為は、それぞれの地区によりその規模が異なります。

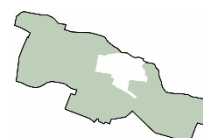
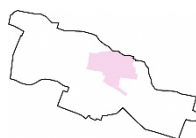


(1) 一般地区（景観形成重点地区を除く範囲）

届出が必要な行為	規模
1)建築物*1の建築等	
<input type="checkbox"/> 新築*2、増築*3、改築*4 <input type="checkbox"/> 若しくは移転*5	<input type="checkbox"/> 高さ*810m以上、又は 建築面積*9500㎡以上
<input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる <input type="checkbox"/> 修繕*6若しくは模様替*7 <input type="checkbox"/> 又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 上記に該当するもののうち、外観変更に係る見付面積*10の合計が全体見付面積の1/2以上のもの
2)工作物(注)の建設等	
<input type="checkbox"/> 新設、増築、改築 <input type="checkbox"/> 若しくは移転	<input type="checkbox"/> (擁壁等)高さ2m 以上
	<input type="checkbox"/> (柱等)高さ10m以上
	<input type="checkbox"/> 築造面積*11500㎡以上
<input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる <input type="checkbox"/> 修繕若しくは模様替 <input type="checkbox"/> 又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 上記に該当するもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの
3)開発行為*12	<input type="checkbox"/> 区域面積 1,000㎡以上
4)土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地 の形質の変更	<input type="checkbox"/> 行為地面積 1,000㎡以上
5)木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 行為地面積 1,000㎡以上

(2) 景観形成重点地区

【遠刈田地区】

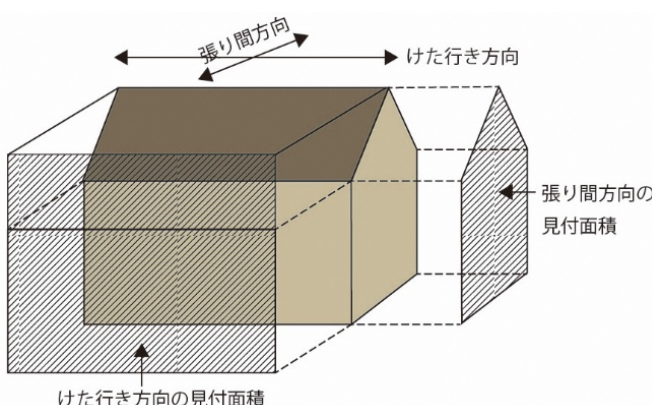


届出が必要な行為	温泉街にぎわい地区	暮らし保全地区
1)建築物* ¹ の建築等		
<p>新築*²、増築*³、改築*⁴ 若しくは移転*⁵</p> <p>外観を変更することとなる 修繕*⁶若しくは模様替*⁷ 又は色彩の変更</p>	<p>□規模に関わらず全ての行為 (10㎡未満を除く)</p>	<p>□高さ 10m以上、又は建築 面積*⁹ 200㎡以上</p> <p>□上記に該当するもののう ち、外観変更に係る見付面 積*¹⁰ の合計が全体見付面 積の1/2以上のもの</p>
2)工作物(注)の建設等		
<p>新設、増築、改築 若しくは移転</p> <p>外観を変更することとなる 修繕若しくは模様替 又は色彩の変更</p>	<p>□高さ*⁸1m以上のもの(擁壁・ 柱等)</p> <p>□それ以外は築造面積*¹¹10㎡ 以上</p>	<p>□擁壁類:高さ2m以上</p> <p>□柱等:高さ5m以上</p> <p>□築造面積:200㎡以上</p> <p>□上記に該当するもののう ち、外観変更に係る見付面 積の合計が全体見付面積 の1/2以上のもの</p>
3)開発行為* ¹²	□区域面積が10㎡以上	□区域面積が100㎡以上
4)土地の開墾、土石の採取、 鉋物の掘採その他の土地 の形質の変更	□行為面積が10㎡以上、又は 高さ0.5m以上の盛土・切土 を生じる行為	□行為面積が100㎡以上
5)木竹の植栽又は伐採	□行為面積が10㎡以上	□行為面積が100㎡以上

(3) 注意点および用語の解説（一般地区および景観形成重点地区）

- ・ P2 および P3 で示す届出が必要な行為について、表中 3)、4)、5) については同一事業者などによる隣接地の行為についても、行為実施の時点によらず遡及し同一の開発とみなします。
- ・ (注) の対象となる工作物は、次に挙げるものを指します。
 - (1) 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - (2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - (3) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - (4) 塀、かき柵、擁壁類その他これらに類するもの
 - (5) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
 - (6) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - (7) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
 - (8) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫の用途に供する工作物
 - (9) 風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの
- ・ 「* 1」～「* 12」 については次項に示す【用語の解説】参照してください。

【用語の解説】

* 1	建築物	建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」。
* 2	新築 (新設)	建築物(工作物)の存しない敷地(更地)に建築物(工作物)を造ること。
* 3	増築	1の敷地内にある既存の建築物(工作物)の延床面積又は高さを増加させること。
* 4	改築	建築物(工作物)の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引続きこれと用途、規模、構造の著しく異なるない建築物を建てることをいう。従前のものと著しく異なるときは、新築(新設)又は増築となる。なお、使用材料の新旧を問わない。
* 5	移転	同一敷地内で建築物(工作物)を移動すること。他の敷地へ移す場合は新築(新設)又は増築扱いとなる。
* 6	修繕	既存の建築物(工作物)の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
* 7	模様替	既存の建築物(工作物)の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事。
* 8	高さ	地盤面(地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面)から建築物又は工作物の上端までの最高高さ。
* 9	建築面積	建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する「建築面積」。
* 10	見付面積	建築物(工作物)の張り間方向又はけた行き方向の鉛直投影面積(建築基準法施行令第46条第4項)。 
* 11	築造面積	建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する「築造面積」。
* 12	開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」。

2-2 届出対象行為の適用の詳細

◆届出対象行為が景観計画区域内外にわたる場合	
<p>建築物の建築等 工作物の建設等</p>	<p>建築物の敷地又は工作物と一体となってその用に供する土地（行為地）の一部が景観計画区域内に含まれる場合には、当該建築物及び工作物の規模が該当するものについては、届出が必要です。</p> <p><当該物件の位置との関係></p> <p><棟が複数ある場合></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※建築面積は、棟単位での扱いとします。敷地内に複数の建築物を増築する場合、各棟の建築面積の合計ではありません。</p> </div>
<p>開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採</p>	<p>開発区域等の行為地の一部が景観計画区域内に含まれる場合、その行為地全体の面積が届出対象となる規模に該当するものについては、届出が必要です。</p>

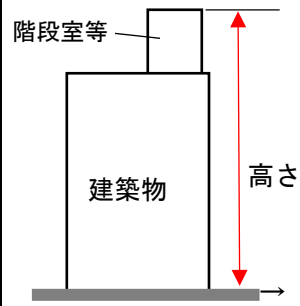
◆建築物及び工作物の「高さ」

建築物の建築
等
工作物の建設
等

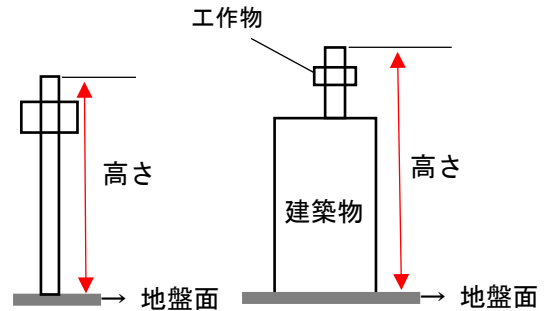
建築物及び工作物の高さは、地盤面から当該物件の最上端までの高さです。地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合の地盤面とは、平均地盤面（当該物件が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面）とします。

なお、アンテナ等の軽微なものは高さには含めません。

<建築物>



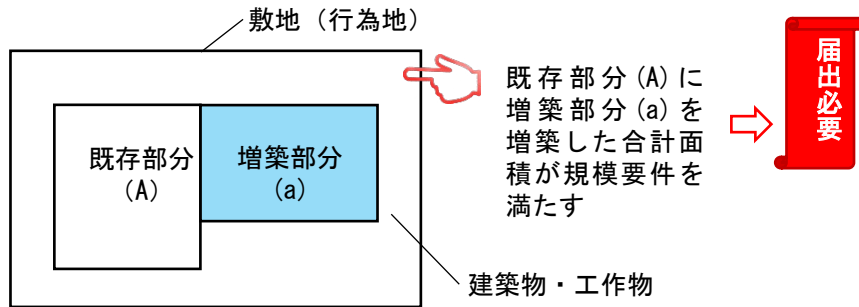
<工作物>



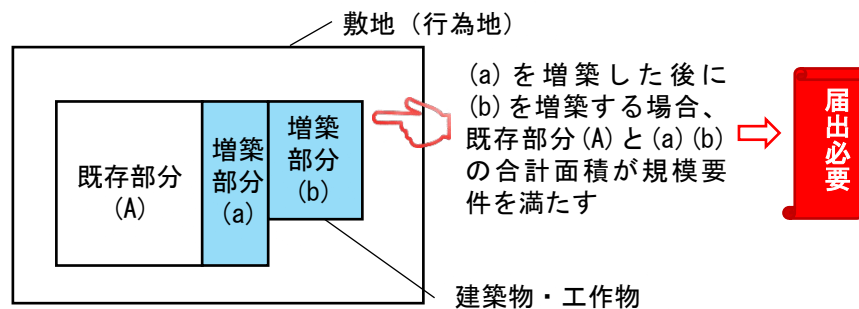
◆建築物又は工作物を増築・改築する場合

建築物の建築等
工作物の建設等

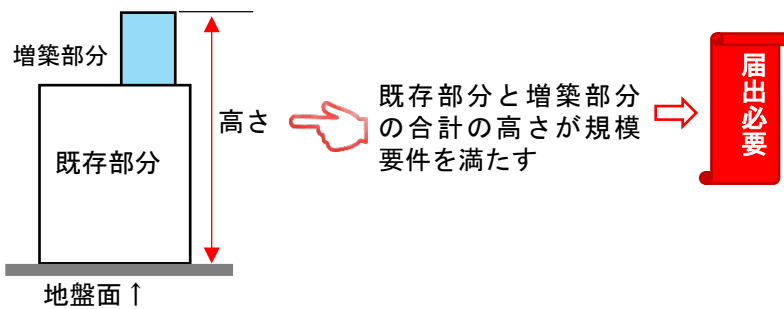
建築物又は工作物を増築・改築する場合は、既存部分と増築・改築部分の合計の規模で判断します。



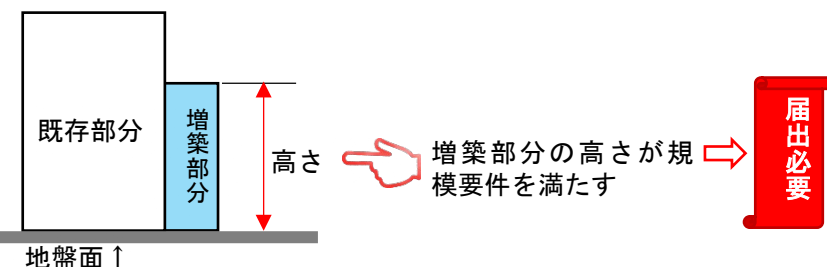
時期の異なる増築・改築を行う場合でも、既存部分と増築・改築部分の合計の規模で判断します。



既存部分の上部に増築・改築する場合は、既存部分の高さに関わらず、地盤面から最高部までの高さで判断します。



既存部分の横に増築・改築する場合は、増築部分の高さで判断します。



【増築・改築における景観形成基準の適用】

既存部分が基準日※前のものである場合：増築部分のみ適用となります。

既存部分が基準日後のものである場合：全体に適用となります。

※基準日とは、蔵王町景観計画の施行日である令和7年9月1日です

2-3 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合は、届出（又は通知）は必要ありません。（以下、法は「景観法」、令は「景観法施行令」を示します。）

- 1) 通常管理行為、軽微な行為その他の行為（法第16条第7項第1号）
 - 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第8条第1号）
 - 仮設の工作物の建設等（令第8条第2号）
 - 次に掲げる木竹の伐採（令第8条第3号）
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（令第8条第4号イ）
 - 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの（令第8条第4号ロ）
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
 - (5) 特定照明
 - 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの（令第8条第4号ハ）
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓
- 2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- 3) 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更（法第16条第7項第10号）

※地区計画にあっては地区整備計画が定められている区域に限ります。
- 4) 文化財保護法に基づく許可若しくは届出又は協議を行うことが規定されている行為（令第10条第3号）

- 5) 宮城県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置（令第10条第4号）
- 6) 協定等に基づき良好な景観の形成のために行う行為で町長が認めたもの
- 7) 自然公園法に基づき、蔵王国立公園特別地区に指定されている範囲での行為
(※自然公園法による許可は必要です。)
- 8) 地上高15メートル未満の事業用電気工作物(鉄筋コンクリート柱及び鋼管柱及び鋼板柱及び木柱のうち無彩色のものに限る。)の新設、増築、改築、若しくは移転。
- 9) その他、次のような例において、届出の対象外とする場合があります。

(※事前協議が必要です)

○定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出（又は通知）において、景観形成基準に適合し、かつ良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。

《例》

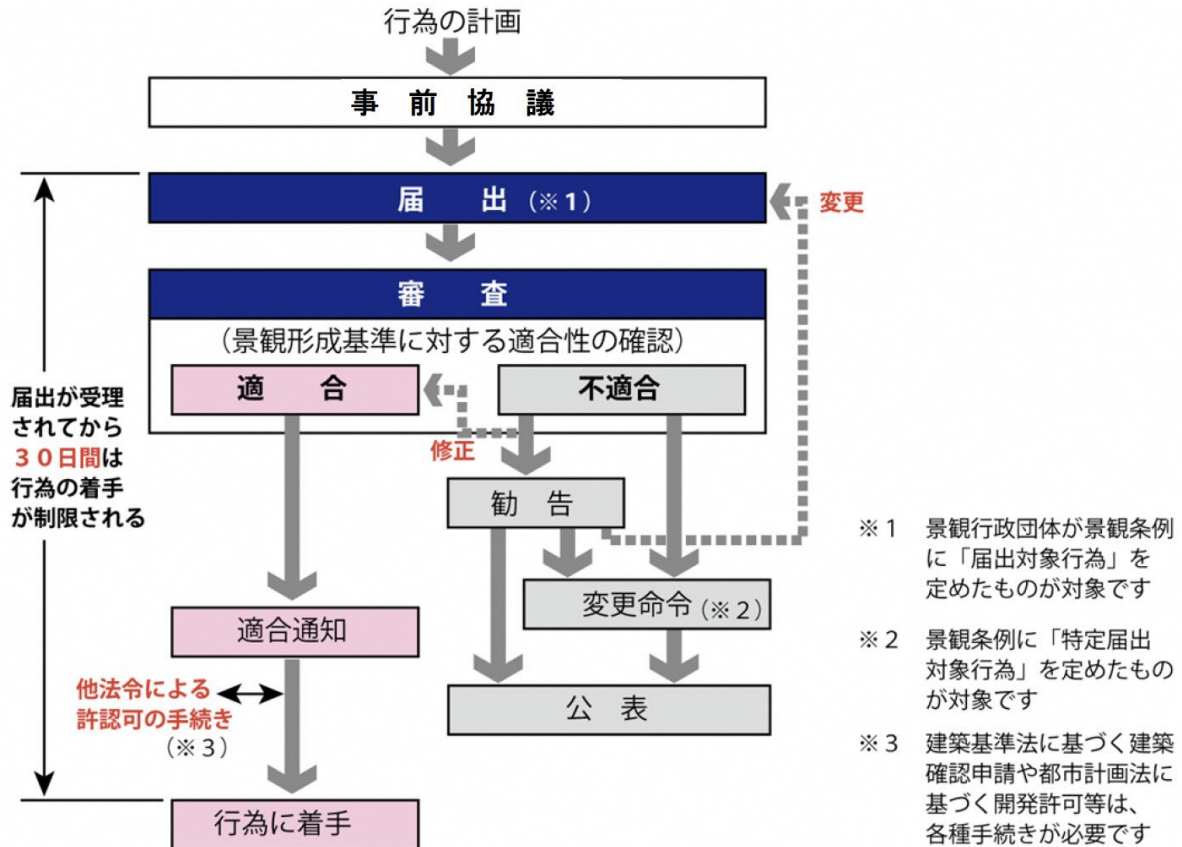
- ・定型的に行われる行為：複数の工区において、ほぼ同一の建築物や工作物を建設する場合（栽培施設、排水施設、防霧防雪施設等）
- ・定例的に行われる行為：同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の行為を繰り返し行う場合（祭りやイベント、生業のための建築物や工作物を決まった時期に建設する等）

※これは、「事前協議において、最初に全体計画を届出（又は通知）し、適合判断されたもの」は、設計変更がない限り、それ以降の届出（又は通知）を要しないものとするものです。

これに準じない場合には、工区ごと若しくは年次ごとに届出（又は通知）が必要となります。

3 届出における基本的な手続きの流れ

蔵王町では、景観条例に基づき、届出を行う前に、事前協議が必要です。
計画の早い段階で担当窓口へご相談ください。



■行為の着手の制限について

- ・行為の届出を行った者は、原則として、蔵王町が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手することはできません。
- ・特定届出対象行為については、実地調査の必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、90日まで延長することがあります。
- ・届出が受理されてから30日以内に、適合通知を受けた場合は、通知に記載した日から着手することができます。

■届出の義務について

- ・行為の届出をしなかったり、虚偽の届出を行ったり、行為の着手の制限期間内で行為に着手した者は、景観法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

4 届出に必要な書類

(1) 提出書類

- 行為の届出書（様式第1号）
（変更の場合は、行為の変更届出書（様式第2号））
- 添付図書（下記、一覧表を参照）
- （代理者が届出を提出し、届出等を行う場合は）委任状（様式は任意）

(2) 必要部数

正副併せて2部

(3) 添付図書一覧

1) 建築物の建築等 工作物の建設等

図書の種類		記載内容	備考
周辺見取図	・敷地の位置、及び周辺状況を表示する図面	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	・縮尺 1/2, 500 以上
現況写真	・敷地及び周辺状況を示す写真		・カラー写真 2 枚以上（カラーコピー可）
配置図	・敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構等を表示する図面	1. 方位 2. 敷地の形状及び寸法 3. 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4. 隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5. 植栽の位置、種類 6. 外構施設の位置、材料、高さ 7. 現況写真の撮影位置	・縮尺 1/100 以上
立面図	・彩色が施された立面図	1. 各面の方位及び寸法 2. 開口部、屋外設備、屋根、軒等の位置及び形状 3. 壁面及び屋根の仕上げ材料、色彩	・2 面以上 ・縮尺 1/50 以上 ・マンセル値を表示（P. 48 参照）
その他の図書	・適宜		・適合判断を行うために必要に応じて適宜

※行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じた縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。

2) 開発行為

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
木竹の植栽又は伐採

図書の種類		記載内容	備考
周辺見取図	・ 行為を行う土地の区域を表示する図面	1. 方位 2. 道路 3. 目標となる地物 4. 行為の位置	・ 縮尺 1/2, 500 以上
現況図	・ 区域内及び周辺状況を表示する図面	1. 方位 2. 行為の区域 3. 周辺の土地利用の状況、地形 4. 隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5. 現況写真の撮影位置及び方向	・ 縮尺 1/2, 500 以上
現況写真	・ 区域及び周辺状況を示す写真		・ カラー写真 2 枚以上 (カラーコピー可)
計画図	・ 設計図又は施工方法を明らかにする図面	1. 方位 2. 行為の前後の断面図 3. 設置する施設等の位置、種類、規模 4. 植栽等の位置、種類、規模	・ 縮尺 1/100 以上
その他の図書	・ 適宜		・ 適合判断を行うために必要に応じて適宜

※行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じた縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。

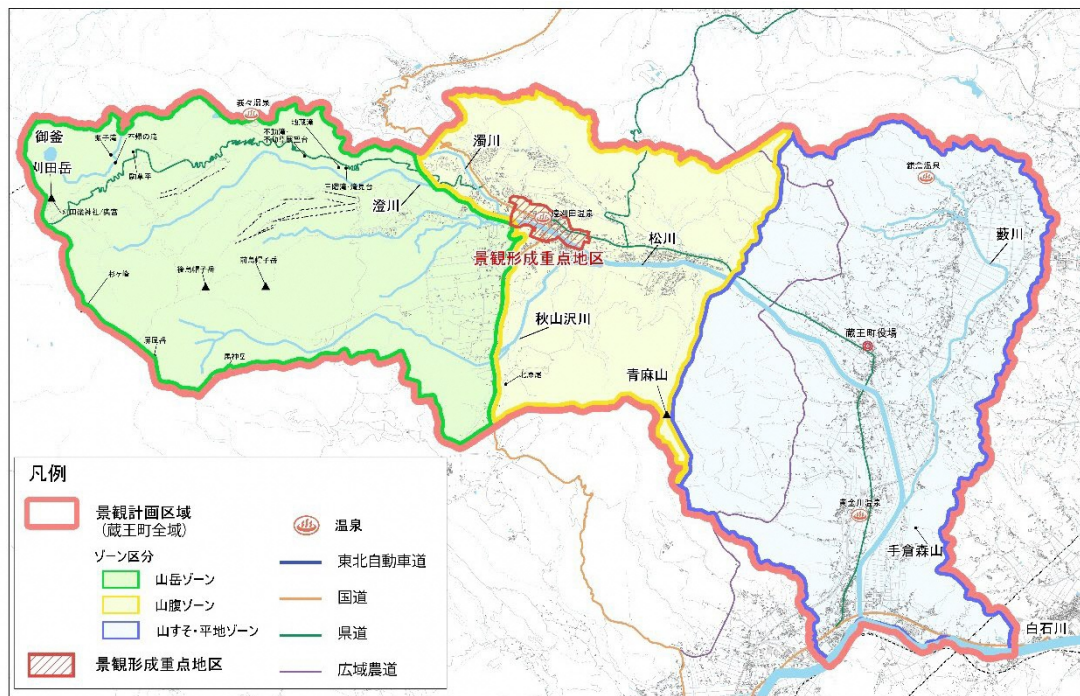
第2章 景観形成基準に関する解説

1 解説の見かた

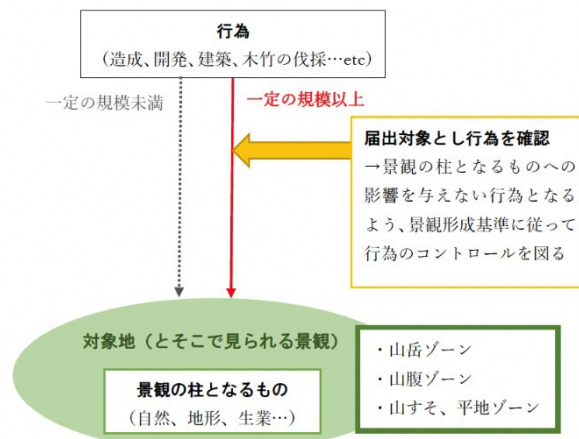
本町は、行政区域全域を景観計画区域とし、この区域内を西から順に、「山岳ゾーン」、「山腹ゾーン」、「山すそ・平地ゾーン」に区分しています。このゾーン区分ごとに、そのゾーン内の景観の柱となるものを確認し、それぞれのゾーンにおいて形成されている良好な景観を守るためのコントロールの対象を設定しています。その景観コントロールの対象となる行為「届出対象行為」に対して、守るべきルールとして「景観形成基準」をそれぞれに定めています。

なお、「山腹ゾーン」に位置する「遠刈田地区」については「景観形成重点地区」として、「山腹ゾーン」のルールではなく、独自にどのような景観づくりを目指すのかを示した「景観形成方針」を掲げ、その方針の実現に向けた「景観形成基準」を定めています。

景観形成基準の解説では、該当するゾーンまたは景観形成重点地区のページを参照していただき、景観形成基準の考え方をご確認ください。



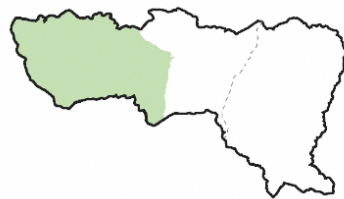
▲ 3つのゾーンと景観形成基準重点地区



▲ 景観形成の考え方

2 ゾーン別の解説

2-1 山岳ゾーンの景観形成



(1) 良好な景観形成に関する方針

山岳ゾーンにおける景観の柱となるもの及び景観コントロールの対象は、以下のとおりです。

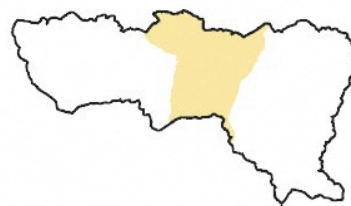
	景観の柱となるもの	コントロールの対象
山岳ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・火山性の地形や樹林地、滝、自生する高山性植物など手つかずの自然地・火山によって作られた高原地形・果樹・酪農などの生業	<ul style="list-style-type: none">・国定公園に指定されているゾーンで、自然景観を大きく損ねるような行為は基本的に許可されないため、自然公園方に基づくコントロールを図っていく



自然公園法による特別地区等に指定されているため、本ゾーン内で何か行為を行おうとする場合には、別途、自然公園法の許可を受ける必要があります。

そのため、本町の景観計画では、自然公園法により自然景観が保全されることから、景観法に基づく届出は対象外とします（届出対象行為の適用除外のエリアとします）。

2-2 山腹ゾーンの景観形成



(1) 良好な景観形成に関する方針と基準の関係

山腹ゾーンにおける景観の柱となるもの及び景観コントロールの対象は、以下のとおりです。

景観の柱となるもの		コントロールの対象
山腹 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蔵王山麓の玄関口としての遠刈田温泉と蔵王連峰への見通し ・ 火山によって作られた高原地形 ・ 果樹・酪農などの生業 ・ 里山など自然に囲まれた暮らし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蔵王連峰への眺望に影響するもの → 高さのある建築物の建築・工作物の設置など ・ 温泉の湧出に影響するもの ・ 果樹・酪農などの生業に影響するもの → 土地の形質の変更、木竹の伐採など ・ 自然に囲まれた暮らしに影響するもの → 大規模な開発行為など



* 建築物・工作物を設置する場合には、以下の項目について、配慮してください。

【配置】・【高さ】

→ 蔵王連峰をはじめとした地域の景観を印象付ける山並みへの眺望を楽しむ暮らしの環境との調和に配慮しましょう。

【形態・意匠】・【色彩・素材】

→ 豊かな自然の中に建設することを意識し、樹林地や水辺などの自然景観が主役となるよう、自然に馴染むデザインや色や素材の選択に配慮しましょう。

【設備類】

→ 本来、目立ってはいけないものとして、建物や工作物と一体化することを基本としましょう。難しい場合には、隠すデザインでその設置の仕方を工夫しましょう。

【外構・緑化】

→ 周囲には豊かな自然が広がることを意識し、敷地の境界には、生み出す緑（植栽）により周囲と馴染む、または自然的景観を生み出す工夫をしましょう。

* 地形改変を行う場合には、以下の項目について、配慮してください。

【造成等】

→ 既存地形を活かすよう、切盛は最小限となる工法等の選択に配慮しましょう。

【周辺への配慮】・【既存樹木・樹林等の保全】

→ 豊かな自然地での改変であることを意識し、少しでも行為地内でも緑を生み出す工夫や、元からある印象的な樹木等を残す工夫につなげましょう。

(2) 景観形成基準の見かた

建築物の建築等・工作物の建設等

項目	景観形成基準
配置	□周囲の環境に配慮したゆとりある配置とする。
高さ	□周囲の山並みや蔵王連峰への眺望を阻害せず、周囲と調和した高さとする。

*敷地内の建物の位置は、通りごとの景観を大きく印象づけることに注意し、行為を行う場所の周囲がどのような建物と敷地の関係にあるかを考えることが必要です。

*周囲の山並みや蔵王連峰への眺望を阻害しないよう留意し、高さそのものを周囲の高さと調和するものとするよう配慮したり、建物や工作物を敷地（土地）のどこに配置するかにより留意したりすることで、蔵王連峰等への眺望に対する見かけ上の高さを抑えることもできます。



▲蔵王連峰を眺望できる高さの建築物

*集落地では、生垣や庭木等が配され、建物や納屋、車庫はその内側に立地することで、自然環境に対応した暮らしがあり、それぞれの地区を特徴づける景観が形成されます。

*積雪の処理等も踏まえ、敷地内におけるゆったりとした建物等の配置を考慮することが必要です。



▲生垣や庭木が配される集落地

項目	景観形成基準
形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周囲の里山や果樹園・田園集落と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 松川の水辺では、水辺を生かし周囲の自然と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感を軽減に努めた形態・衣装となるよう配慮する。

- *集落地の建物は、地域の気候風土や使い方に応じた形態・意匠を有しています。自然豊かな本ゾーン内では、多くの建物が中・低層で、積雪に対応した勾配屋根の形態が多く見られます。地域の景観は個々の建物の集合体として形成されることを踏まえ、周囲を見渡し、調和した形態や意匠を選択することが必要です。
- *松川の水辺は、地域の貴重なオープンスペースであり、その景観を暮らしに取り込むことで豊かな住環境を形成することが可能です。水辺への眺めを楽しむ空間づくりを行うなど、水辺を生かす意匠とする等の工夫による、新たな魅力ある景観の形成に配慮することも必要です。
- *一方で、水辺を散策する人からは水辺の建物は見られる存在になります。相互に気持ちよく過ごせるよう、水辺からの見え方に配慮が必要です。そのためには、松川周辺に立地する際には、橋や河川堤防から川や河畔林と一体的に見られることになる外観であることに留意し、周囲の自然景観を阻害せず、落ち着いたきのある形態・意匠となるよう、外壁等の素材や色彩、デザインにおいて配慮が必要です。



▲水辺を楽しむため大きな開口部を設けている建築物

- *大規模な建築物の場合、その外壁は景観上、巨大な壁が立ち上がる印象により、周囲に圧迫感を与えることへの配慮が必要です。
- *調和には、建物のボリュームに合わせ分節化するなど、形態上の工夫が必要です。
- *倉庫等、用途上やむを得ず長大な壁面となる場合には、外構や壁面の色彩との組み合わせ等により、通りからの壁面の見え方を工夫し、圧迫感の軽減に努めることが必要です。

項目	景観形成基準
色彩・素材	<p>□周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色彩となるよう配慮する。</p> <p>□外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。</p> <p>□屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。</p> <p>□太陽電池モジュール、フレーム、その他付属設備等の工作物は全体として、明度・彩度共に低い目立たないものとする。</p>

*既存の集落で多く見られる建造物は、気候・風土や生業とともにある暮らし方を反映した形態・意匠や色彩・素材を使用されているものが多く、それらが地域の特徴ある景観を形成しています。

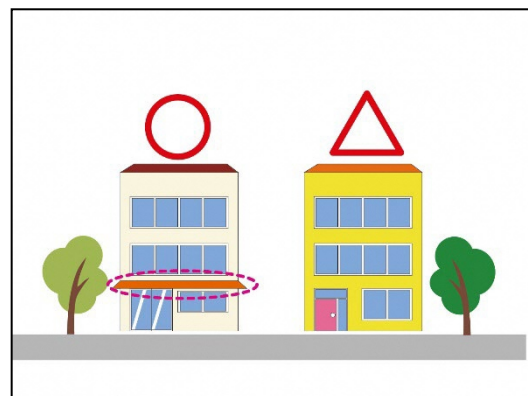
*地域の景観を印象付ける景観資源の素材や色彩を踏まえ、外壁や屋根において既存の集落における素材・色彩を選ぶことにより、周囲と調和した景観となるよう配慮が必要です。

*外観の基調となる色彩とは、外観の大部分を占める色合いを指します。

*彩度とは、色の鮮やかさを指します。彩度の高い色は鮮やかで、彩度が低いほどくすんだ色となります。

*彩度が高い色は派手なものが多く、外観の大部分を高彩度で占めると周囲に不快な印象を与えることもあるため、全体としては落ち着いた色を基調に、高彩度の色はアクセント等、部分的な利用にとどめることが必要です。

*建物の外観は、屋根と外壁からなることを踏まえ、建物全体としてバランスの取れた色の利用となるように留意することが必要です。



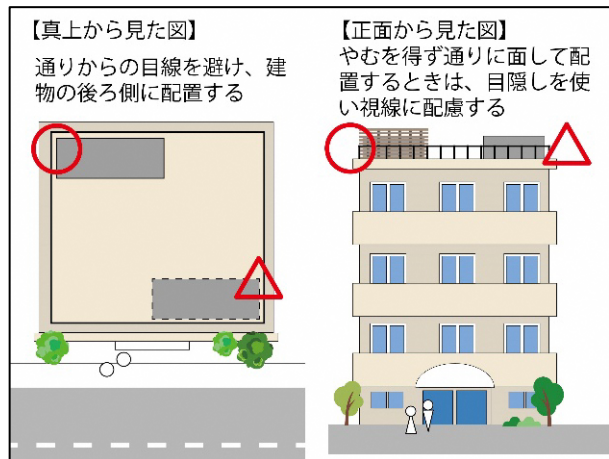
▲落ち着いた色を基調に高彩度色を部分的に利用したイメージ

項目	景観形成基準
設備類	□屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へいや植栽等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。

*設備類は、本来、見えないようにすることが基本です。建築物の設計を行う中で、設備の置き方や配管等の出方も踏まえた検討を行うことが必要です。

*どうしても建物と一体的な処理ができない場合には、本来、見えないことが望ましいものですので、裏に回す、見えない位置に置く、目隠しをする、色を揃える、できる限り位置を集約するなど、配慮を行うことが必要です。

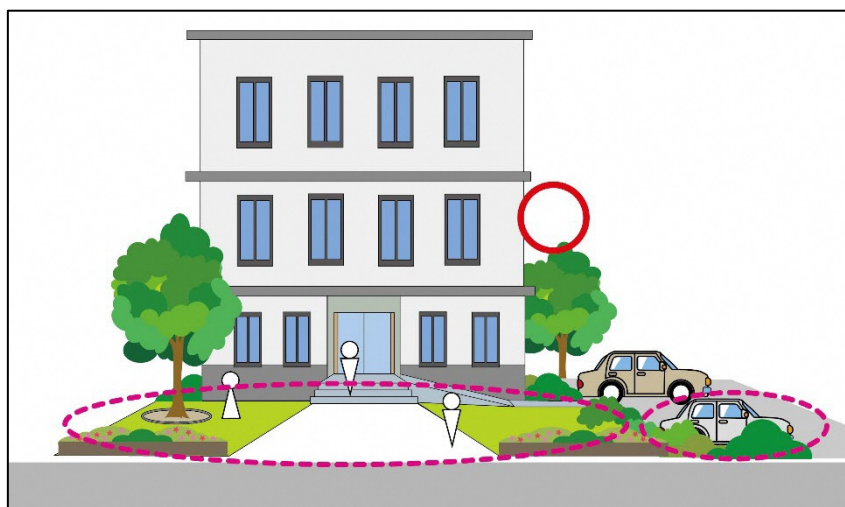
*やむを得ず、道路等の公共の場から目にする位置に配置せざるを得ない場合には、建物の意匠の工夫やルーバー等による目隠し等の措置が必要です(その際、ルーバーも意匠の一部のように見せることで質の高いデザインとなります)。屋上の場合には、過度に見えない位置に配置する、前面道路から後退させる、意匠上の工夫や目隠し等を行うなどによる配慮が必要です。



▲屋上の設備類の配置又は目隠しのイメージ

項目	景観形成基準
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 地域の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。

- *豊かな自然に恵まれたエリアにおいて、植栽を行う際には、行為地の周辺にどのような植生が広がり、どのような樹種がなじむのかについて考え、植栽を行うことが、既存の自然環境の保全への取組となります。
- *敷地内に植栽を行う際には、行為地周辺の植生が広葉樹などによる雑木林の場合は植栽に広葉樹系の樹種を取り入れる、行為地周辺の植生と異なる樹木を植える場合は既存の自然景観に影響しないよう敷地内の植栽位置に配慮する等、既存の植生になじむ樹種の選択や植栽位置を工夫することで、豊かな自然景観との調和、既存の自然景観の保全を図ることが必要です。
- *駐車場を設置する場合には、道路との出入口を最小限とするとともに、出入口以外の道路境界には生垣や植栽等による潤いある景観を創出し、駐車している車を目立ちにくくするなど閑散とした通り景観とならないよう配慮することが必要です。



▲オープンスペースと潤いある植栽のイメージ

項目	景観形成基準
造成等	<p>□山の尾根線や形状が著しく変わる造成は避け、連続する山の稜線を分断しない。</p> <p>□既存の地形を生かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。</p> <p>□法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。</p>

*山の尾根線や稜線を改変することは、風景そのものが変わることと共に、風の吹き込みや生き物の生息環境など、目には見えない自然環境への影響を及ぼす恐れがあります。豊かな自然環境を享受する暮らしがゆえに、豊かな自然を保全する配慮が必要です。

*造成等を行う際には、工法そのものが景観配慮の入り口です。可能な限り既存の地形にそった計画を検討し、切土や盛土等の改変は全体として最小限となるよう、プランや広報を工夫することで、周囲の景観との調和を図ることが必要です。

*造成の際に必要な法面や擁壁等の構造物は、全体のバランスに配慮し、周囲の環境に与える違和感を最小限となるよう工法・素材を検討するとともに、周囲の環境と調和した修景につながる素材等の選択を行うよう努めることが必要です。

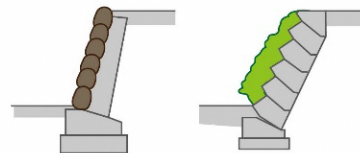


法面や擁壁の長大化は避け、分節化

擁壁の後退と緑化等で周囲と調和を図る



なだらかな法面と擁壁の組み合わせ等で圧迫感を軽減する

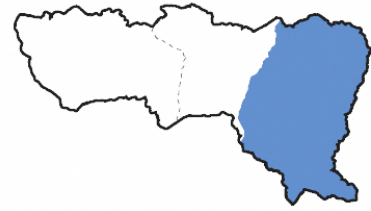


擁壁を設ける場合には、自然素材の使用や緑化ブロックで周囲の自然と調和を図る

項目	景観形成基準
周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周囲の自然環境、植生等に配慮する。 <input type="checkbox"/> 行為地は沿道など周囲からの見え方に留意し、土地の形質の変更等の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。
既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> 集落内や通り沿い等で地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 <input type="checkbox"/> 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。

- *豊かな自然を享受して暮らすということは、豊かな自然が持続するよう、人の暮らしの中での配慮することが必要です。
- *開発行為や土地の開墾、土地の形質の変更等、既存の地形を改変して整備を行おうとする場合には、周囲の自然環境への影響を調査し、既存の水（沢）や土の環境、植生や生物の生息環境等に大きなダメージを与えないよう、当該行為を行おうとする場所の選定や工法における配慮が必要です。
- *樹木の成育には長い時間を要します。地域を特徴づける重要な要素として、街路樹や集落地における防風林等の高木は、地域の景観を印象づけます。これらについては、可能な限り保全することで、地域らしさの継承に努めることが必要です。また、樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植するなど、修景に活かす配慮をしましょう。
- *樹木の植樹や伐採の際には、周囲の自然環境に与えるその後の影響を考慮しながら、樹種の選択や自然再生に向けた措置を考えていくことが必要です。

2-3 山すそ・平地ゾーンの景観形成



(1) 良好な景観形成に関する方針と基準の関係

山すそ・平地ゾーンにおける景観の柱となるもの及び景観コントロールの対象は、以下のとおりです。

	景観の柱となるもの	コントロールの対象
山腹ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵王連峰や青麻山への眺望 ・低平地と豊かな水源を活用した円田水田をはじめとした田園・農地 ・水田よりも一段高い場所に点在する集落、里山 ・松川や藪川、湧水などの水資源 	<ul style="list-style-type: none"> ・青麻山に影響するもの ・水源や水田・農地に影響するもの →土地の形質の変更、木竹の伐採など ・集落の風景に影響するもの →高さのある建築物の建築・工作物の設置、大規模な開発行為など



* 建築物・工作物を設置する場合には、以下の項目について、配慮してください。

【配置】・【高さ】

→ 蔵王連峰への眺望を意識することともに、その眺望景観と一緒に見られる存在であることへの配慮が必要です。

【形態・意匠】・【色彩・素材】

→ 広がりのある田園風景や果樹園が隣接する風景の中に立地することを意識し、落ち着いた形態・意匠とすることで、美しい里の風景やまちの風景の一部となることに配慮しましょう。

【設備類】

→ 本来、目立ってはいけないものとして、建物や工作物と一体化することを基本としましょう。難しい場合には、隠すデザインでその設置の仕方を工夫しましょう。

【外構・緑化】

→ 周囲には豊かな自然が広がることを意識し、敷地の境界には、生み出す緑（植栽）により周囲と馴染む、または自然的景観を生み出す工夫をしましょう。

* 地形改変を行う場合には、以下の項目について、配慮してください。

【造成等】

→ 既存地形を活かすよう、切盛は最小限となる工法等の選択に配慮しましょう。

【周辺への配慮】・【既存樹木・樹林等の保全】

→ 豊かな自然地での改変であることを意識し、少しでも行為地内でも緑を生み出す工夫や、元からある印象的な樹木等を残す工夫につなげましょう。

(2) 景観形成基準の見かた

建築物の建築等・工作物の建設等

項目	景観形成基準
配置	<p>□蔵王連峰への眺望を形作る前景として、周辺の農地や河川等の眺めを損ねないよう配慮し、周辺の建築物との連続性に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模な施設となる場合には、オープンスペースを有効に配置し、潤いある市街地景観の形成に努める。</p>
高さ	□青麻山や蔵王連峰への眺望を意識し、周辺と調和した高さとする。

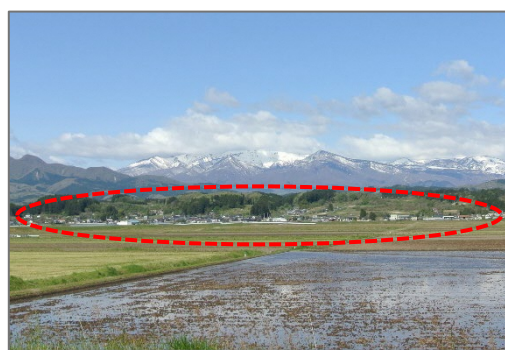
*敷地内の建物の位置や高さは、地域の景観を大きく印象づけることに注意し、行為を行う場所の周囲がどのような建物と敷地の関係にあるかを考えることが必要です。

*本エリアは、行為を行う場所によっては、蔵王連峰や青麻山等の眺望景観と一体的に見られる、つまり蔵王連峰や青麻山の眺望景観の一部となることへの配慮が必要です。

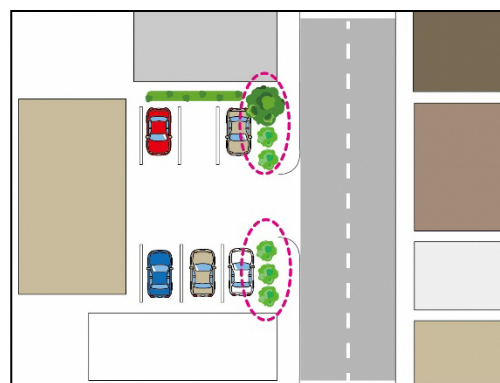
*蔵王連峰や青麻山等の山並みや山容への眺めを阻害しないよう、建築物や工作物の高さそのものを周囲と調和するものとするよう配慮が必要です。

*どうしても必要な高さを確保したい場合には、建物や工作物を敷地（土地）のどこに配置するか、遠方からどのように見えるかに留意することで、蔵王連峰や青麻山等への眺望景観を阻害しないよう、配慮と工夫を行うことが必要です。

*大規模な施設となる場合には、駐車場の確保など、土地利用計画、オープンスペースを敷地のどこに配置するのかは、市街地景観に与える影響が大きくなります。オープンスペースを緑化したり、広場のような整備を行うなどにより、建物とオープンスペースが一体となって魅力を生み出す空間づくりが市街地景観の魅力の向上につながります。



▲蔵王連峰と一帯で眺められる集落地



▲オープンスペースの位置により外構を工夫するイメージ

項目	景観形成基準
形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周囲の里山や果樹園・田園集落と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等では、長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態・意匠となるよう配慮する。

- *集落地の建物は、地域の気候風土や使い方に応じた形態・意匠を有しています。自然豊かな本ゾーン内では、多くの建物が中・低層で、積雪に対応した勾配屋根の形態が多く見られます。地域の景観は個々の建物の集合体として形成されることを踏まえ、周囲を見渡し、調和した形態や意匠を選択することが必要です。
- *大規模な建築物の場合、その外壁は景観上、巨大な壁が立ち上がる印象により、周囲に圧迫感を与えることへの配慮が必要です。
- *調和には、建物のボリュームに合わせ分節化するなど、形態上の工夫が必要です。
- *倉庫等、用途上やむを得ず長大な壁面となる場合には、外構や壁面の色彩との組み合わせ等により、通りからの壁面の見え方を工夫し、圧迫感の軽減に努めることが必要です。

項目	景観形成基準
色彩・素材	<p>□蔵王連峰へ向かう山並みの風景や、周辺の農村風景から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とする。</p> <p>□既存の集落で多くみられる建造物と調和するよう、外壁や屋根における素材や色彩となるよう配慮する。</p> <p>□外壁の基調となる色彩は、高彩度の色は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。</p> <p>□屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。</p> <p>□太陽電池モジュール、フレーム、その他付属設備等の工作物は全体として、明度・彩度共に低い目立たないものとする。</p>

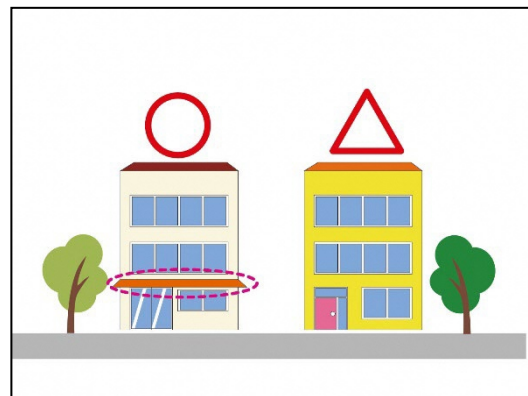
*既存の集落で多く見られる建造物は、気候・風土や生業とともにある暮らし方を反映した形態・意匠や色彩・素材を使用されているものが多く、それらが地域の特徴ある景観を形成しています。

*地域の景観を印象付ける景観資源の素材や色彩を踏まえ、外壁や屋根において既存の集落における素材・色彩を選ぶことにより、周囲と調和した景観となるよう配慮が必要です。*外観の基調となる色彩とは、外観の大部分を占める色合いを指します。

*彩度とは、色の鮮やかさを指します。彩度の高い色は鮮やかで、彩度が低いほどくすんだ色となります。

*彩度が高い色は派手なものが多く、外観の大部分を高彩度で占めると周囲に不快な印象を与えることもあるため、全体としては落ち着いた色を基調に、高彩度の色はアクセント等、部分的な利用にとどめることが必要です。

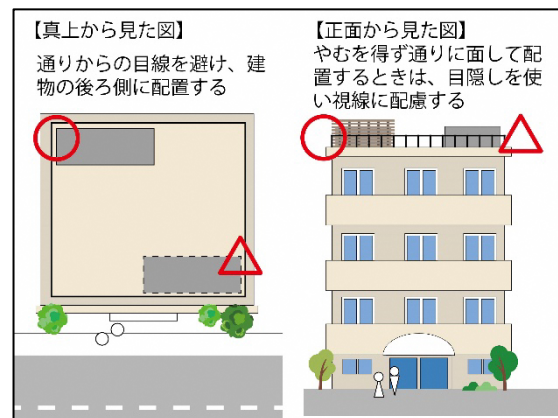
*建物の外観は、屋根と外壁からなることを踏まえ、建物全体としてバランスの取れた色の利用となるように留意することが必要です。



▲落ち着いた色を基調に高彩度色を部分的に利用したイメージ

項目	景観形成基準
設備類	□屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい、植栽等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。

- *設備類は、本来、見えないようにすることが基本です。建築物の設計を行う中で、設備の置き方や配管等の出方も踏まえた検討を行うことが必要です。
- *どうしても建物と一体的な処理ができない場合には、本来、見えないことが望ましいものですので、裏に回す、見えない位置に置く、目隠しをする、色を揃える、できる限り位置を集約するなど、配慮を行うことが必要です。
- *やむを得ず、道路等の公共の場から目にする位置に配置せざるを得ない場合には、建物の意匠の工夫やルーバー等による目隠し等の措置が必要です（その際、ルーバーも意匠の一部のように見せることで質の高いデザインとなります）。屋上の場合には、過度に見えない位置に配置する、前面道路から後退させる、意匠上の工夫や目隠し等を行うなどによる配慮が必要です。



▲屋上の設備類の配置又は目隠しのイメージ

項目	景観形成基準
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 地域の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。

- *豊かな自然に恵まれたエリアにおいて、植栽を行う際には、行為地の周辺にどのような植生が広がり、どのような樹種がなじむのかについて考え、植栽を行うことが、既存の自然環境の保全への取組となります。
- *敷地内に植栽を行う際には、行為地周辺の植生が広葉樹などによる雑木林の場合は植栽に広葉樹系の樹種を取り入れる、行為地周辺の植生と異なる樹木を植える場合は既存の自然景観に影響しないよう敷地内の植栽位置に配慮する等、既存の植生になじむ樹種の選択や植栽位置を工夫することで、豊かな自然景観との調和、既存の自然景観の保全を図ることが必要です。
- *駐車場を設置する場合には、道路との出入口を最小限とするとともに、出入口以外の道路境界には生垣や植栽等による潤いある景観を創出し、駐車している車を目立ちにくくするなど閑散とした通り景観とならないよう配慮することが必要です。

項目	景観形成基準
造成等	<p>□既存の地形を生かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。</p> <p>□法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。</p>

*造成等を行う際には、工法そのものが景観配慮の入り口です。可能な限り既存の地形にそった計画を検討し、切土や盛土等の改変は全体として最小限となるよう、プランや広報を工夫することで、周囲の景観との調和を図ることが必要です。

*造成の際に必要な法面や擁壁等の構造物は、全体のバランスに配慮し、周囲の環境に与える違和感を最小限となるよう工法・素材を検討するとともに、周囲の環境と調和した修景につながる素材等の選択を行うよう努めることが必要です。

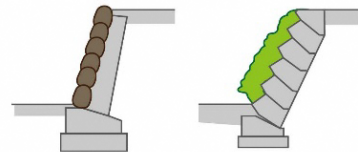


法面や擁壁の長大化は避け、分節化

擁壁の後退と緑化等で周囲と調和を図る



なだらかな法面と擁壁の組み合わせ等で圧迫感を軽減する



擁壁を設ける場合には、自然素材の使用や緑化ブロックで周囲の自然と調和を図る

項目	景観形成基準
周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周囲の自然環境、植生等に配慮する。 <input type="checkbox"/> 行為地は沿道など周囲からの見え方に留意し、土地の形質の変更等の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。
既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> 集落内や通り沿い等で地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。 <input type="checkbox"/> 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。

- * 豊かな自然を享受して暮らすということは、豊かな自然が持続するよう、人の暮らしの中での配慮することが必要です。
- * 開発行為や土地の開墾、土地の形質の変更等、既存の地形を改変して整備を行おうとする場合には、周囲の自然環境への影響を調査し、既存の水（沢）や土の環境、植生や生物の生息環境等に大きなダメージを与えないよう、当該行為を行おうとする場所の選定や工法における配慮が必要です。
- * 樹木の成育には長い時間を要します。地域を特徴づける重要な要素として、街路樹や集落地における防風林等の高木は、地域の景観を印象づけます。これらについては、可能な限り保全することで、地域らしさの継承に努めることが必要です。また、樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植するなど、修景に活かす配慮をしましょう。
- * 樹木の植樹や伐採の際には、周囲の自然環境に与えるその後の影響を考慮しながら、樹種の選択や自然再生に向けた措置を考えていくことが必要です。

3 景観形成重点地区「遠刈田地区」の解説

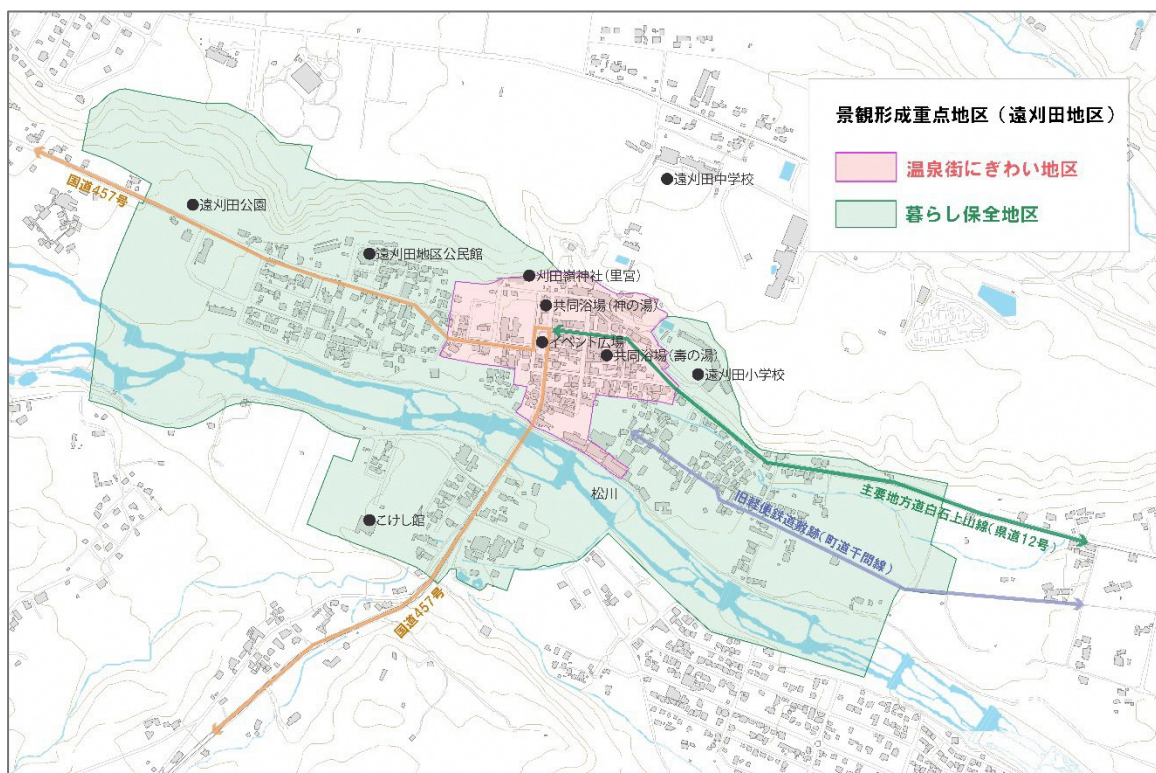
3-1 遠刈田地区の景観形成方針

(1) 地区全体として目指す姿

遠刈田地区は、まちの核となる商店街や温泉（宿）を中心とした範囲を「温泉街にぎわい地区」とし、その周辺を「暮らし保全地区」と位置づけ、両地区の魅力 را育みながら、以下に示すような「まちの姿」を目指します。

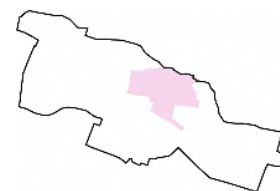
■遠刈田地区として目指す姿

- ・商店街周辺では、地域住民や来訪者が商店を「はしご」し、温泉宿利用客も「そぞろ歩き」をして、まちなかを歩いて楽しんでいる。
- ・街灯や店舗照明の滲みだしによって夜間もまちが明るく、人々の活動の空間となっている。
- ・松川沿いは、河川を生かした憩いの場や地域の健康づくりの場と日常的に利用されている。
- ・イベント広場は、地域住民の憩いの場や来訪者にとってのシンボリックな空間として機能し、イベント時はまちなかと連動してエリア一体でにぎわっている。
- ・刈田嶺神社里宮や旧軽便鉄道跡（現在の町道千間線）の周辺では、緑によるうるおいと落ち着いた空間が形成され、歴史を感じることのできる空間となっている。
- ・蔵王山麗の恵みを受けた自然環境や暮らしの中での身近な自然を感じながら、地区内の散策や散歩を楽しむことができている。



▲遠刈田地区の範囲と地区区分図

3-2 遠刈田地区「温泉街にぎわい地区」の景観形成



(1) 良好な景観形成に関する方針と基準の関係

地元の利用者や来訪者が温泉街を思い思いに歩き、人々のにぎわいが感じられるよう、既存の温泉宿や商店街を軸とした、歴史ある温泉街の特徴を生かした景観づくりを行います。

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none">・ 歴史ある温泉街の特徴を生かし、人々が集うにぎわいの空間を創出します。・ 建物の低層部に住民や来訪者が歩きたくなるような空間を演出します。・ 敷地と道路の境界は、建物の境界を揃えることや生垣などの植栽、壁面の緑化によって連続した空間を創出し、まちの一体感を創出します。・ 広場や公園は、オープンな空間とし、まちのPRにも活用できる空間を演出します。・ 来訪者向けの駐車場は、メインストリートや商店の立ち並ぶ道路沿いの整備は避け、まちなか回遊に向けて効果的に配置します。また、利用者にわかりやすい案内を行います。・ 路面の舗装や表示に統一性を持たせ、まちなかと歩行空間に一体感を創出します
--------	---



* 建物の位置と道路に面する形態と外構による工夫

- ・ 道路と建物の境界部分の特徴を生かし、これからも温泉宿や商店等が立ち並び、そこに地域内外から人々が集い、にぎわい創出につながる景観づくりを目指していきます。

* 調和のためのルールとにぎわいの創出のための工夫

- ・ 必ずしも同じ規格・同じ色など、全てを統一することだけが魅力あるまちの景観形成に効果的であるとは限りません。
- ・ 賑わいや活力を生み出すには、生業と共にある魅力的な景観づくりに繋げていくことが重要です。それには、どのような状態を目指し、何をするのか、をそれぞれが工夫しながら景観を創出することが重要です。
- ・ 基準の表現の中には、その目指すヒントが推奨例として記載されています。同じ方向を向きながら、それぞれが魅力ある空間の創出につながるための参考としてください。
- ・ 地区内で今ある魅力を大きく損なわない最低限のルールと、温泉街としての賑わいの創出のバランスを丁寧に図り、魅力ある景観形成に繋げることを目指します。

(2) 景観形成基準の見かた

建築物の建築等・工作物の建設等

項目	景観形成基準
配置	<p>□通りに面して建物の軒先が連なる配置とするなど、通りとしての連続性によるまちなみの創出に配慮する。やむを得ず後退する場合には、道路との境界における連続性の創出につながる外構となるよう配慮する。</p> <p>□蔵王連峰への眺望や松川沿いの河川景観を阻害するような人工物の配置は避ける。</p>
高さ	□周囲の山並みや蔵王連峰への眺望を阻害せず、周囲と調和した高さとする。

*敷地内の建物の位置や高さは、地域の景観を大きく印象づけることに注意し、行為を行う場所の周囲がどのような建物と敷地の関係にあるかを考えることが必要です。

*温泉街では、道路に面して店舗や温浴施設等が建ち並ぶことで、住宅地とは違う賑わい景観が形成されます。道路から後退せずに建つことにより、建物の外観や店の様子を通して賑わいある景観となります。



*周囲の山並みや蔵王連峰への眺望を阻害しないよう留意し、高さそのものを周囲の高さと調和するものとするよう配慮したり、建物や工作物を敷地(土地)のどこに配置するかを留意したりすることで、蔵王連峰等への眺望に対する見かけ上の高さを抑えることもできます。



▲道路に面して建物が立ち並ぶ配置

*遠刈田温泉地区の魅力的な環境として、松川沿いの眺めや川沿いから蔵王連峰への眺め、まちの中での蔵王連峰への眺めを楽しめることにあります。それらを阻害するような位置への人工物の配置は、できる限り、高さにおいても配慮を行う必要があります。



▲蔵王連峰を眺望できる高さの建築物

項目	景観形成基準
形態・意匠	<p>□通り沿いでは、通りに面して低層部に開口部を設ける等により、遮へい性を低減し、歩行者からの見え方に配慮したにぎわいを創出する景観の形成を図る。</p> <p>□通りに面する軒下空間を設けるなど、通り沿いの空間での憩いや交流を生み出す仕掛けにつながる形態・意匠の工夫に努める。</p> <p>□大規模な建築物となる場合には、分棟や分節化等により長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた配置・形態・意匠となるよう配慮する。</p>

*温泉街等の通り沿いでは、通りに面して開口部を設けることにより、通りを歩く人から店の賑わいを通りに醸し出す効果があります。壁のみが連なる等、歩行者に閉塞感を感じさせるような外観は避け、低層部のデザインを工夫することで賑わいある景観の創出に努めることが必要です。

*1階の軒下空間を設けることにより、雨よけや通り沿いでの交流、休憩など、まちを楽しむ機会を生み出す仕掛けとなることなど、来訪者のまちの利用や動き方も想像しながら、建築物の形態・衣装での工夫を行うことで、魅力ある通り景観の創出を目指しましょう。

*大規模な建築物の場合、その外壁は景観上、巨大な壁が立ち上がる印象により、周囲に圧迫感を与えることへの配慮が必要です。

*調和には、建物のボリュームに合わせ分棟や分節化するなど、形態上の工夫が必要です。

*倉庫等、用途上やむを得ず長大な壁面となる場合には、外構や壁面の色彩との組み合わせ等により、通りからの壁面の見え方を工夫し、圧迫感の軽減に努めることが必要です。



▲通りに面して開口部を設けている建築物



▲1階に軒下空間を設けている建築物

項目	景観形成基準
色彩・素材	<p>□既存の建造物等と調和するよう、外壁や屋根における素材や色彩に配慮し、反射性の高い素材の使用は避ける。</p> <p>□外観の基調となる色彩は、高彩度の色の使用は避ける。色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせるよう配慮する。</p> <p>□商店等でにぎわい創出につながる彩度の高い色の使用は低層部やスポット的な利用にとどめ、建物全体として統一感のある配色とする。</p> <p>□太陽電池モジュール、フレーム、その他付属設備等の工作物は全体として、明度・彩度共に低い目立たないものとする。</p>

*本地区で多く見られる建造物は、気候・風土や生業、地域の発展とともに、暮らし方を反映した形態・意匠や色彩・素材を使用されているものが多く、それらが地域の特徴ある景観を形成しています。

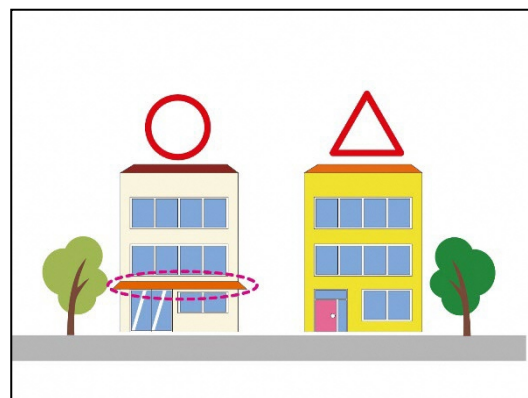
*地域の景観を印象付ける景観資源の素材や色彩を踏まえ、外壁や屋根において既存の地区における素材・色彩を選ぶことにより、周囲と調和した景観となるよう配慮が必要です。

*外観の基調となる色彩とは、外観の大部分を占める色合いを指します。

*彩度とは、色の鮮やかさを指します。彩度の高い色は鮮やかで、彩度が低いほどくすんだ色となります。

*彩度が高い色は派手なものが多く、外観の大部分を高彩度で占めると周囲に不快な印象を与えることもあるため、全体としては落ち着いた色を基調に、高彩度の色はアクセント等、部分的な利用にとどめることが必要です。

*建物の外観は、屋根と外壁からなることを踏まえ、建物全体としてバランスの取れた色の利用となるように留意することが必要です。



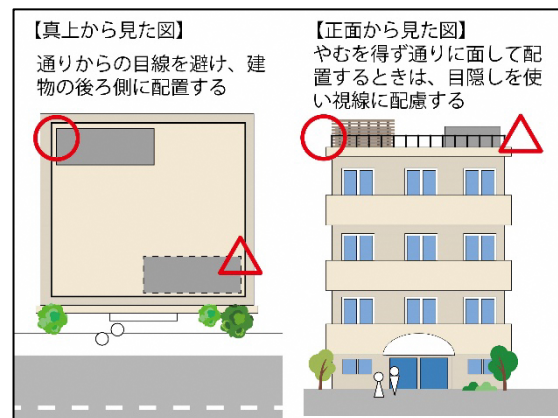
▲落ち着いた色を基調に高彩度色を部分的に利用したイメージ

項目	景観形成基準
設備類	□屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい、植栽等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。

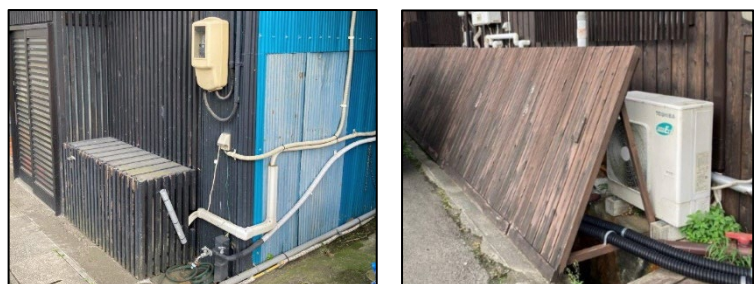
*設備類は、本来、見えないようにすることが基本です。建築物の設計を行う中で、設備の置き方や配管等の出方も踏まえた検討を行うことが必要です。

*どうしても建物と一体的な処理ができない場合には、本来、見えないことが望ましいものですので、裏に回す、見えない位置に置く、目隠しをする、色を揃える、できる限り位置を集約するなど、配慮を行うことが必要です。

*やむを得ず、道路等の公共の場から目にする位置に配置せざるを得ない場合には、建物の意匠の工夫やルーバー等による目隠し等の措置が必要です（その際、ルーバーも意匠の一部のように見せることで質の高いデザインとなります）。屋上の場合には、過度に見えない位置に配置する、前面道路から後退させる、意匠上の工夫や目隠し等を行うなどによる配慮が必要です。



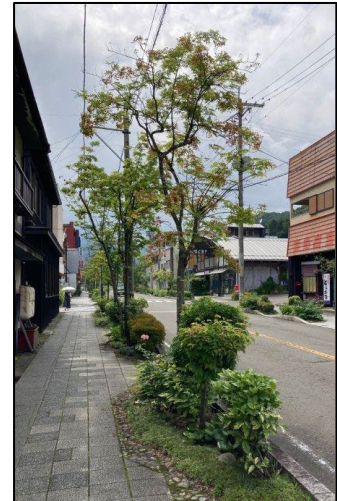
▲屋上の設備類の配置又は目隠しのイメージ



▲設備類の目隠し例

項目	景観形成基準
外構・緑化等	<p>□道路から建物等が後退する場合には、塀や生垣、樹木や花壇などを配置するなどにより、通りの連続性の創出に配慮する。</p> <p>□駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、道路境界部や敷地内における植樹等、周囲に閑散とした印象とならないよう配慮する。</p>

- *豊かな自然に恵まれたエリアにおいて、植栽を行う際には、行為地の周辺にどのような植生が広がり、どのような樹種がなじむのかについて考え、植栽を行うことが、既存の自然環境の保全への取組となります。
- *敷地内に植栽を行う際には、行為地周辺の植生が広葉樹などによる雑木林の場合は植栽に広葉樹系の樹種を取り入れる、行為地周辺の植生と異なる樹木を植える場合は既存の自然景観に影響しないよう敷地内の植栽位置に配慮する等、既存の植生になじむ樹種を選択や植栽位置を工夫することで、豊かな自然景観との調和、既存の自然景観の保全を図ることが必要です。
- *駐車場を設置する場合には、道路との出入口を最小限とするとともに、出入口以外の道路境界には生垣や植栽等による潤いある景観を創出し、駐車している車を目立ちにくくするなど閑散とした通り景観とならないよう配慮することが必要です。



▲温泉街での植栽

項目	景観形成基準
造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。

*造成等を行う際には、工法そのものが景観配慮の入り口です。可能な限り既存の地形にそった計画を検討し、切土や盛土等の改変は全体として最小限となるよう、プランや広報を工夫することで、周囲の景観との調和を図ることが必要です。

*造成の際に必要な法面や擁壁等の構造物は、全体のバランスに配慮し、周囲の環境に与える違和感を最小限となるよう工法・素材を検討するとともに、周囲の環境と調和した修景につながる素材等の選択を行うよう努めることが必要です。

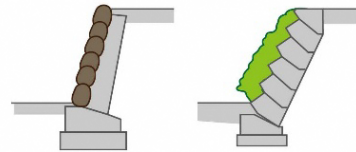


法面や擁壁の長大化は避け、分節化

擁壁の後退と緑化等で周囲と調和を図る



なだらかな法面と擁壁の組み合わせ等で圧迫感を軽減する



擁壁を設ける場合には、自然素材の使用や緑化ブロックで周囲の自然と調和を図る

項目	景観形成基準
周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周囲の自然環境、植生等に配慮する。 <input type="checkbox"/> 行為地は沿道など周囲からの見え方に留意し、土地の形質の変更等の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。

*豊かな自然を享受して暮らすということは、豊かな自然が持続するよう、人の暮らしの中での配慮することが必要です。

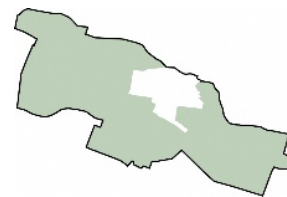
*開発行為や土地の開墾、土地の形質の変更等、既存の地形を改変して整備を行おうとする場合には、周囲の自然環境への影響を調査し、既存の水（沢）や土の環境、植生や生物の生息環境等に大きなダメージを与えないよう、当該行為を行おうとする場所の選定や工法における配慮が必要です。

木竹の植栽又は伐採

項目	景観形成基準
木竹の植栽又は伐採	□伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。

- * 樹木の成育には長い時間を要します。地域を特徴づける重要な要素として、街路樹や集落地における防風林等の高木は、地域の景観を印象づけます。これらについては、可能な限り保全することで、地域らしさの継承に努めることが必要です。また、樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植するなど、修景に活かす配慮をしましょう。
- * 樹木の植樹や伐採の際には、周囲の自然環境に与えるその後の影響を考慮しながら、樹種を選択や自然再生に向けた措置を考えていくことが必要です。

3-3 遠刈田地区「暮らし保全地区」の景観形成



(1) 良好な景観形成に関する方針と基準の関係

蔵王山麓の玄関口であり、蔵王連峰を身近に感じることのできる遠刈田らしい暮らしやまちなみを保全し、温泉街と調和した自然を楽しめる落ち着いた景観づくりを行います。

景観形成方針	<ul style="list-style-type: none">・蔵王山麓の玄関口としてのまちなみや蔵王連峰への見通しを保全します。また、蔵王連峰と緑による繋がりを意識し、蔵王連峰と一体的な景観づくりを行います。・身近に蔵王連峰や温泉街のある暮らしなど、遠刈田ならではの暮らしを保全します。・松川の周辺は蔵王連峰への眺望や河川景観を生かした落ち着きのある休息地や遊歩道、サイクリングロードを活用した健康づくりの場として、自然風景と調和した人々の暮らしによる景観創出を行います。・歴史が感じられる刈田嶺神社里宮や旧軽便鉄道跡（現在の町道千間線）沿いは、歴史や豊かな自然を楽しみながら歩くことができるよう、緑による潤いと落ち着きの演出、安全で楽しく歩ける歩行空間の創出を目指します。
--------	--



*蔵王連峰、松川をはじめとした恵ある環境の保全

- ・現状の土地の使い方と異なるような変化が発生する場合に、豊かな自然環境や住環境と調和するよう誘導ができるよう、これまでと異なる土地の使い方等への変化に対して、比較的小さな規模（例えば農地1枚や1宅地等）の変化から一定の調和を求めていくことで景観形成を図ります。

*調和のためのルールとにぎわいの創出のための工夫

- ・温泉街周辺であるとともに蔵王連峰の入口にふさわしい景観の保全や、遠刈田ならではの暮らしの環境を保全するためのルールとして、これまでの暮らしの環境を維持できる、又は良くなるために守る必要のある最低限のルールを定めます。

(2) 景観形成基準の見かた

建築物の建築等・工作物の建設等

項目	景観形成基準
配置	<input type="checkbox"/> 周囲との連続性に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 蔵王連峰への眺望や松川沿いの河川景観を阻害するような人工物の配置は避ける。
高さ	<input type="checkbox"/> 周囲の山並みや蔵王連峰への眺望を阻害せず、周囲と調和した高さとする。

* 敷地内の建物の位置や高さは、地域の景観を大きく印象づけることに注意し、行為を行う場所の周囲がどのような建物と敷地の関係にあるかを考えることが必要です。

* 周囲の山並みや蔵王連峰への眺望を阻害しないよう留意し、高さそのものを周囲の高さと調和するものとするよう配慮したり、建物や工作物を敷地（土地）のどこに配置するかにより留意したりすることで、蔵王連峰等への眺望に対する見かけ上の高さを抑えることもできます。



▲ 蔵王連峰を眺望できる高さの建築物

* 集落地では、生垣や庭木等が配され、建物や納屋、車庫はその内側に立地することで、自然環境に対応した暮らしがあり、それぞれの地区を特徴づける景観が形成されます。



▲ 生垣や庭木が配される集落地

項目	景観形成基準
形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周囲の里山や果樹園・田園集落と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物となる場合には、分棟や分節化等により長大な壁面を避け、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた配置・形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 松川の水辺では、水辺を生かし周囲の自然と調和した形態・意匠となるよう配慮する。

- * 集落地の建物は、地域の気候風土や使い方に応じた形態・意匠を有しています。自然豊かな本ゾーン内では、多くの建物が中・低層で、積雪に対応した勾配屋根の形態が多く見られます。地域の景観は個々の建物の集合体として形成されることを踏まえ、周囲を見渡し、調和した形態や意匠を選択することが必要です。
- * 松川の水辺は、地域の貴重なオープンスペースであり、その景観を暮らしに取り込むことで豊かな住環境を形成することが可能です。水辺への眺めを楽しむ空間づくりを行うなど、水辺を生かす意匠とする等の工夫による新たな魅力ある景観の形成に配慮することも必要です。
- * 一方で、水辺を散策する人からは水辺の建物は見られる存在になります。相互に気持ちよく過ごせるよう、水辺からの見え方に配慮が必要です。そのためには、松川周辺に立地する際には、橋や河川堤防から川や河畔林と一体的に見られることになる外観であることに留意し、周囲の自然景観を阻害せず、落ち着いたきのある形態・意匠となるよう、外壁等の素材や色彩、デザインにおいて配慮が必要です。



▲水辺を楽しむため大きな開口部を設けている建築物

- * 大規模な建築物の場合、その外壁は景観上、巨大な壁が立ち上がる印象により、周囲に圧迫感を与えることへの配慮が必要です。
- * 調和には、建物のボリュームに合わせ分節化するなど、形態上の工夫が必要です。
- * 倉庫等、用途上やむを得ず長大な壁面となる場合には、外構や壁面の色彩との組み合わせ等により、通りからの壁面の見え方を工夫し、圧迫感の軽減に努めることが必要です。

項目	景観形成基準
色彩・素材	<p>□周辺の樹木や山並みから突出した彩度の高い色の使用は避け、自然景観と調和した色彩となるよう配慮する。</p> <p>□外観の基調となる色彩は、高彩度の色の使用は避け、色彩を組み合わせる場合には、全体としてのトーンを合わせた統一感のある配色とする。</p> <p>□屋根の色彩は、建物との調和に配慮し、周囲から突出しないものとする。</p> <p>□太陽電池モジュール、フレーム、その他付属設備等の工作物は全体として、明度・彩度共に低い目立たないものとする。</p>

*本地区で多く見られる建造物は、気候・風土や生業、地域の発展とともに、暮らし方を反映した形態・意匠や色彩・素材を使用されているものが多く、それらが地域の特徴ある景観を形成しています。

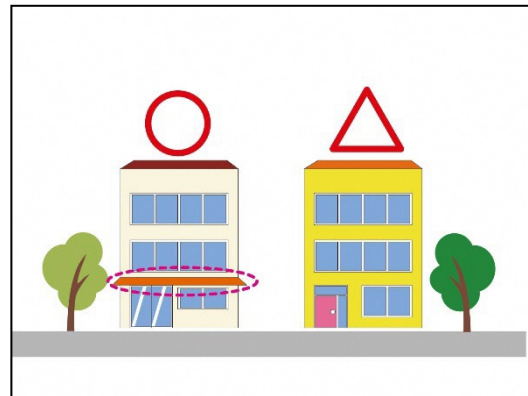
*地域の景観を印象付ける景観資源の素材や色彩を踏まえ、外壁や屋根において既存の集落における素材・色彩を選ぶことにより、周囲と調和した景観となるよう配慮が必要です。

*外観の基調となる色彩とは、外観の大部分を占める色合いを指します。

*彩度とは、色の鮮やかさを指します。彩度の高い色は鮮やかで、彩度が低いほどくすんだ色となります。

*彩度が高い色は派手なものが多く、外観の大部分を高彩度で占めると周囲に不快な印象を与えることもあるため、全体としては落ち着いた色を基調に、高彩度の色はアクセント等、部分的な利用にとどめる必要があります。

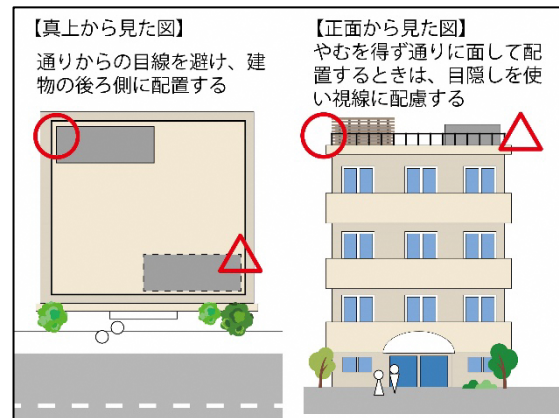
*建物の外観は、屋根と外壁からなることを踏まえ、建物全体としてバランスの取れた色の利用となるように留意する必要があります。



▲落ち着いた色を基調に高彩度色を部分的に利用したイメージ

項目	景観形成基準
設備類	□屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や道路等の公共空間から見えない位置に配置する。やむを得ない場合には、通りからの見通しに対する遮へい、植栽等を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。

- *設備類は、本来、見えないようにすることが基本です。建築物の設計を行う中で、設備の置き方や配管等の出方も踏まえた検討を行うことが必要です。
- *どうしても建物と一体的な処理ができない場合には、本来、見えないことが望ましいものですので、裏に回す、見えない位置に置く、目隠しをする、色を揃える、できる限り位置を集約するなど、配慮を行うことが必要です。
- *やむを得ず、道路等の公共の場から目にする位置に配置せざるを得ない場合には、建物の意匠の工夫やルーバー等による目隠し等の措置が必要です（その際、ルーバーも意匠の一部のように見せることで質の高いデザインとなります）。屋上の場合には、過度に見えない位置に配置する、前面道路から後退させる、意匠上の工夫や目隠し等を行うなどによる配慮が必要です。



▲屋上の設備類の配置又は目隠しのイメージ

項目	景観形成基準
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路に面して空地や駐車場を設ける場合には、道路との境界部に生垣、樹木等を配置し、周囲の自然との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合には、出入口を最小限に整理し、閑散とした印象とならないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 大規模な工作物等を道路等の公共の場から望見できる場所に設置する場合には、道路等から直接、設備類が見えないよう植栽や塀等で遮へいし、周囲の景観との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 地域の植生や自然景観との調和に配慮した緑化に努める。

- *豊かな自然に恵まれたエリアにおいて、植栽を行う際には、行為地の周辺にどのような植生が広がり、どのような樹種がなじむのかについて考え、植栽を行うことが、既存の自然環境の保全への取組となります。
- *敷地内に植栽を行う際には、行為地周辺の植生が広葉樹などによる雑木林の場合は植栽に広葉樹系の樹種を取り入れる、行為地周辺の植生と異なる樹木を植える場合は既存の自然景観に影響しないよう敷地内の植栽位置に配慮する等、既存の植生になじむ樹種を選択や植栽位置を工夫することで、豊かな自然景観との調和、既存の自然景観の保全を図ることが必要です。
- *駐車場を設置する場合には、道路との出入口を最小限とするとともに、出入口以外の道路境界には生垣や植栽等による潤いある景観を創出し、駐車している車を目立ちにくくするなど閑散とした通り景観とならないよう配慮することが必要です。

項目	景観形成基準
造成等	<p>□既存の地形を生かした造成に努め、切土・盛土は最小限とする。</p> <p>□法面や擁壁等を設ける場合には、周囲の環境との調和に配慮した素材や工法とする。</p>

*造成等を行う際には、工法そのものが景観配慮の入り口です。可能な限り既存の地形にそった計画を検討し、切土や盛土等の改変は全体として最小限となるよう、プランや広報を工夫することで、周囲の景観との調和を図ることが必要です。

*造成の際に必要な法面や擁壁等の構造物は、全体のバランスに配慮し、周囲の環境に与える違和感を最小限となるよう工法・素材を検討するとともに、周囲の環境と調和した修景につながる素材等の選択を行うよう努めることが必要です。

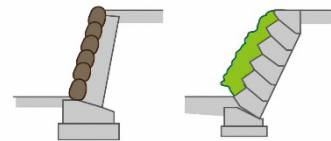


法面や擁壁の長大化は避け、分節化

擁壁の後退と緑化等で周囲と調和を図る



なだらかな法面と擁壁の組み合わせ等で圧迫感を軽減する



擁壁を設ける場合には、自然素材の使用や緑化ブロックで周囲の自然と調和を図る

項目	景観形成基準
周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 周囲の自然環境、植生等に配慮する。 <input type="checkbox"/> 行為地は沿道など周囲からの見え方に留意し、土地の形質の変更等の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。
既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> 集落内や通り沿い等で地域の景観を印象づける高木等の既存樹木は、可能な限り保全するよう努める。

- *豊かな自然を享受して暮らすということは、豊かな自然が持続するよう、人の暮らしの中での配慮することが必要です。
- *開発行為や土地の開墾、土地の形質の変更等、既存の地形を改変して整備を行おうとする場合には、周囲の自然環境への影響を調査し、既存の水（沢）や土の環境、植生や生物の生息環境等に大きなダメージを与えないよう、当該行為を行おうとする場所の選定や工法における配慮が必要です。
- *樹木の成育には長い時間を要します。地域を特徴づける重要な要素として、街路樹や集落地における防風林等の高木は、地域の景観を印象づけます。これらについては、可能な限り保全することで、地域らしさの継承に努めることが必要です。また、樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植するなど、修景に活かす配慮をしましょう。
- *樹木の植樹や伐採の際には、周囲の自然環境に与えるその後の影響を考慮しながら、樹種の選択や自然再生に向けた措置を考えていくことが必要です。

木竹の植栽又は伐採

項目	景観形成基準
木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 植樹をする際は、周囲の自然植生に配慮した樹種の選択に努める。 <input type="checkbox"/> 伐採後は、自然の植生の再生に向けた措置を行うよう努める。

- *樹木の成育には長い時間を要します。地域を特徴づける重要な要素として、街路樹や集落地における防風林等の高木は、地域の景観を印象づけます。これらについては、可能な限り保全することで、地域らしさの継承に努めることが必要です。また、樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植するなど、修景に活かす配慮をしましょう。
- *樹木の植樹や伐採の際には、周囲の自然環境に与えるその後の影響を考慮しながら、樹種の選択や自然再生に向けた措置を考えていくことが必要です。

【参考：添付図書の立面図における彩色について】

蔵王町景観計画の景観形成基準で、色彩には定量的な基準を定めていませんが、届出内容を確認する際に、参考として届出の行為で使用される色を客観的に把握したいため、可能な限りマンセル表色系のマンセル値を表示していただくようお願いします。

【参考】マンセル表色系

マンセル表色系とは、JIS（日本工業規格）でも採用されている色彩の尺度で、「色相」、「明度」、「彩度」の3つの尺度を組み合わせて、色を表すものです。

○色相

色合い（色味）を表す尺度です。色相には、10の基本色（赤：R、橙：YR、黄：Y、黄緑：GY、緑：G、青緑：BG、青：B、青紫：PB、紫：P、赤紫：RP）があり、さらに、それぞれを10段階に区分して、100のパターンがあります。

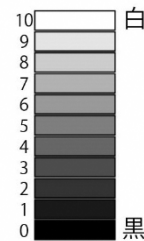
色相は、これら10の基本色のアルファベットと10段階の数字を組み合わせて表します。



▲色相環図

○明度

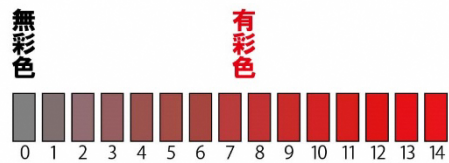
明るさの度合いを表す尺度です。0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。実際には、1～9程度が用いられます。



▲明度

○彩度

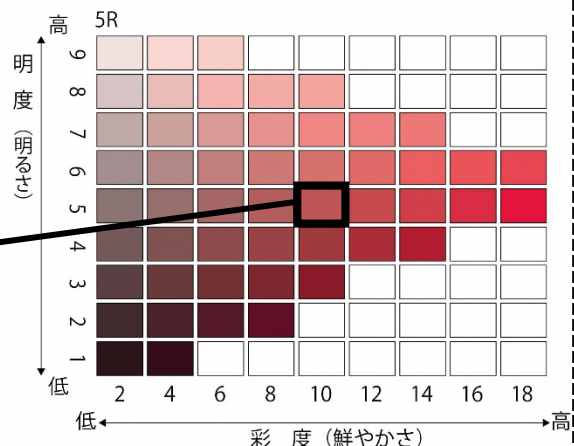
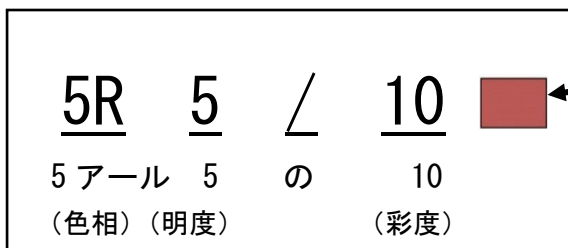
鮮やかさの度合いを表す尺度です。0から14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。黒・グレー・白といった無彩色は0になります。彩度の最大値は、色相によって異なります。



▲彩度

○マンセル値の表し方

上記の3つの尺度を組み合わせて表記します。



▲例 色相5Rの明度と彩度

○10の基本色のカラーチャート

